

# 農薬の基準が変わります！

農薬の散布に十分注意を 平成10年5月20日から「残留農薬等に関するポジティブリスト制度」が

施行されます。平成15年の農薬衛生法改正によって輸入が決まるところで、今後は農薬の残留が法律で厳しく規制されます。農薬の適正使用はもちろんですが、今までは以上に散布の仕方にも注意が厳格にならないように注意することが大切です。



## 残留農薬に関するポジティブリスト制度とは？

「残留農薬に関するポジティブリスト制度」とは、どんなものかという点が、ここで残りの概要を見ていきます。

どんな制度ですか？

平成10年の農薬衛生法改正によって輸入が決まり、10年5月20日から施行されることになりました。改正の目的には、リスミダやホクロン等の残留農薬期など、食の安全性が大きな問題になったことがあります。

そのうち残留農薬基準については、これまで日本では扱われていない農薬

は残留基準を決めていたが、海外には日本では扱われていない農薬もあり、農薬として輸入された場合にも規制することができません。そこで、安全性をきちんと確保する仕組みとして、国内外で基準があるものについては改めて残留基準を設定し、残留基準のない農薬は、非に規制します。また、基準を定める際、国外から輸入された農薬は規制から外すことになったのです。

基準はどのようになりますか？

現在、すでに残留基準が設定さ

どんな制度なのか？  
残留農薬衛生法に基づいていない農薬等が、平成10年5月20日から日本に輸入される農薬を規制する基準が適用される。(平成10年5月20日施行)  
一定額とは、「人の健康を損傷のおそれのない量」として、国内のO.D.P.m.を指す。(いわゆる一律基準)

残留農薬に関する基準については、5月20日以前もそのまま適用されます。ただし、基準が設定されていない農薬は、その一部は内外の基準を踏まえて暫定的な基準が定められます。これ以外の農薬は、1リットルあたり0.01ppmという厳しい基準が、適用され、それを超える農薬は認められません。対象には、加工食品も含まれます。

基準を定めて輸出されたら？  
残留基準を超える残留農薬が検出された場合、安全性が損なわれたということ、流通禁止や回収、世帯ごとのチェックなどがとられます。ここには前回のイメージダウンにもなりかねません。

## 農薬の散布に十分注意を

残留農薬に関する基準は、これまで以上に厳格になり、安全基準が厳格です。農薬の散布方法があるか、どこに散布するかの注意が必要です。

生産者や消費者は、農薬の散布方法や散布時期を厳格に注意し、散布の際には必ず「散布する農薬の見直し」を行う必要があります。

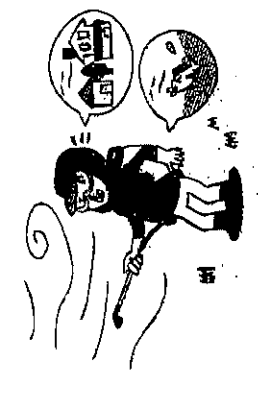


散布する時期や方法、散布する場所など、生産者同士が連携し、地域全体で取り組むことが大切です。

### 散布を助ぐための各種対策

①風の強い日は散布を控える  
散布した農薬は風によって飛ばれていきます。そのため、風のない日や風の弱い時間帯を選んで散布しましょう。また、散布する時も風向きや気流は必ず確認してください。

②散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。



### 残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

① 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

② 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

③ 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

④ 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

## 残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

残留基準は従来のまま

① ソフトやシートを密閉する  
収穫時に収穫した野菜は必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

② 収穫する農薬の見直し  
収穫する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

③ 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。

④ 散布する農薬の見直し  
散布する農薬は、必ずしも最新の農薬ばかりではありません。古い農薬の散布は、効果が低く、環境への負担も大きいです。



農家各位

平成18年3月15日

青森県農業振興協議会

# 農薬の残留規制が変わります！

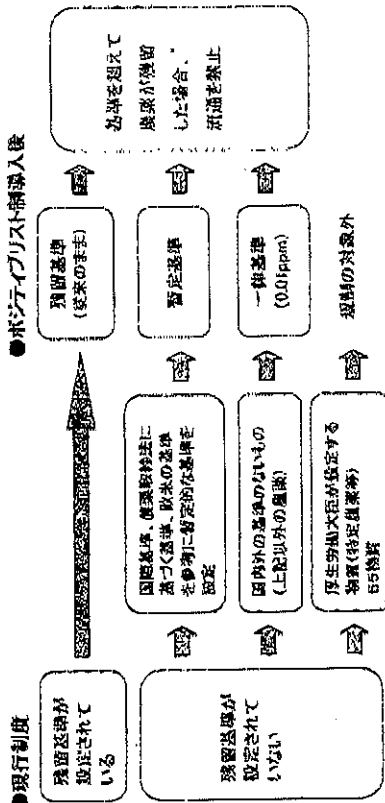
平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月29日から\*「ポジティブリスト制」が導入されることになりました。本制度の導入により、あらゆる農産物に対して、すべての農薬の残留基準値が設定されます。

\*基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。「食品衛生法」第55条、平成15年5月30日公布

## ◎なぜ、このように制度が改正されたか

食の安全・安心が確保できるように、あらゆる食物産品に関係する透明性が求められています。既に取組んでいる「栽培履歴」もこれと同じ考えで、安全な生産物を消費者に届けるため、前度化され取組むものなのです。

図で説明すると...



※暫定基準とは...国際基準等を参考に基準を定める

※一律基準とは...暫定基準に類い農薬について一律 0.01ppm(農産物の重量に対して 0.000001%)の基準とする。例として、100Lの水に1g溶かした濃度である。

～ 万一律基準を超えてしまおう～

出荷停止、既に出荷した物は回収しなければならぬ厳しい対応を迫られます。これらの規制の対象となるのは全ての農産物、農産物を使った加工品にまで適用されます。

ポジティブリスト制の導入後、これまで以上に気を付けておかないといけないのが、農薬散布が作物への飛散(ドリフト)です。

## ○農薬飛散を低減するための具体的な対策方法

・風の少ない時を選んで散布  
・農薬の飛散の最大要因は風です。風によって農薬は運ばれてきます。風の少ない日や風の強い時間帯(早朝や夕方)を選んで散布しましょう。

また、散布中でも風向きや風速は変化するので、常に注意が必要で、

### ・散布の位置に注意

農薬は対象となる作物だけでなく、かかるようにできるだけ作物の近くから散布しましょう。

### ・散布機の圧力と風力は適切に

圧力が落ちると細かい粒子が発生して飛散しやすくなりますので、圧力は低めに設定します。スピードブレーキ等の過大な風力は避け、身体に到達する程度に調節します。

### ・適切なノズルを選ぶ

一般的なノズルは継ぎ目が細かいので飛散しやすくなっています。飛散を減らすノズルに交換するのも効果的です。

### ・ネットやシートを活用する

ほ場間に防風用のネットを設置することも飛散防止に役立ちますし、近接作物を直接シートで囲う方法もあります。

## ○その他の対策として

- ・粒剤など、より飛散しにくい農薬に代えることも効果的です。
- ・散布器具を使用した後は、十分な洗浄を行い日ごろから管理を徹底しましょう。
- ・隣接作物生産者と作付け状況を確認し、より多くの作物に適用した農薬を選びましょう。
- ・水利用薬剤が使用されている時期の水遣の量は畑中の利用を控えましょう。

## ○農薬の使用についてはこれまでと同様に適正に行いましょう

- ・農薬のラベルに書いてある作物以外には使用しないこと。
- ・使用量、希釈倍率、使用時期、成分ごとの総使用回数必ず守ること。
- ・農薬使用後は、ほ場ごとに使用した農薬や作業内容を確認しておくこと。



## 詳しい問い合わせ先

- 青森県 農産部 産産部 農林振興課 (電話: 22-1135) 産産部 農薬課 (電話: 22-1136)
- 青森県 農産部 農産部 農産課 (電話: 23-2108) 各支店 農産課
- 青森県 農産部 農産部 農産課 (電話: 23-7111)
- 青森県 農産部 農産部 農産課 (電話: 22-2208)

農薬散布するときにはこれまでに以上以上に気を付けましょう。

「売る米づくり」シリーズ 18.4 No.1



### 異品種混入防止に努めましょう

苗箱の配置替え時、出植え時点での苗の搬出、植え付け、補植時には細心の注意をし、異品種の混入防止に努めましょう。

### 栽培管理履歴簿の記帳

農薬の使用状況の記帳は、使用日、使用農薬名、使用量等は正しく記帳しましょう。特に農薬名は剤型（粒剤、フロアブル、ジャンボ）を、使用量は正確に。

### 本田施肥

上壤の乾土効果を考慮し基肥量を加減しましょう。土壌の乾燥が良いと生育が過剰で倒伏の危険性、乾燥が悪いと初期生育の不良で減収の要因となります。施肥量は慎重に。

### いい日いい田植え

田植えは温暖な日に行ないましょう。寒い日、強風日の田植えは植え痛み、浮き苗の原因となります。

田植え適期は、稚苗(2.5葉)で5月10日～、中苗(3.0葉以上)で5月15日～が適期。

### ポジティブリスト制の施行

農薬の残留基準を超えた食品の流通が禁止、回収の措置がとられます。作物に対する農薬の使用時には、ドリフト（飛散）防止に努めましょう。使用する際は、粒剤等飛散しにくい薬剤を使用しましょう。

### 特定の薬剤に効かないいもち病が発生しました。(耐性菌)

県内でウイン剤、デラウス剤、アチーブ剤では効かない、いもち病耐性菌の発生が確認されました。(大崎市岩出山、気仙沼市)

このため、農協では上記の3剤の取扱を中止し、予約注文いただいたアチーブ剤はコラトップに変更し配達いたします。

農家在庫のアチーブ剤の返品は、支店資材窓口、各グリーン店舗、拠点配送センターで取り扱いますのでよろしくご願いたします。

 栗っこ農業協同組合